（犯罪捜査共助規則の一部改正）

第三条　犯罪捜査共助規則（昭和三十二年国家公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第十一条第四項中「別記様式第六号」を「別記様式第五号」に改める。

第二十六条の二及び第二十六条の三中「第五条第四項第六号」を「第五条第四項第六号」に改める。

（警察法第十二条の三第一項に規定する専門委員に関する規則の一部改正）

第四条　警察法第十二条の三第一項に規定する専門委員に関する規則（昭和五十五年国家公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

題名中「第十二条の三第一項」を「第十二条の四第一項」に改める。

（犯罪手口資料取扱規則の一部改正）

第五条　犯罪手口資料取扱規則（昭和五十七年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「東北管区警察局」の下に「、中部管区警察局」を加える。

（薬物犯罪等に係る没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部改正）

第六条　薬物犯罪等に係る没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則（平成四年国家公安委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第四号及び第五号中「東北管区警察局」の下に「、中部管区警察局」を加える。

（犯罪収益に係る没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部改正）

第七条　犯罪収益に係る没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則（平成十二年国家公安委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第一条第四号及び第五号中「東北管区警察局」の下に「、中部管区警察局」を加える。

（警察大学校サイバーセキュリティ研究・研修センターの内部組織に関する規則の一部改正）

第八条　警察大学校サイバーセキュリティ研究・研修センターの内部組織に関する規則（平成二十六年国家公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

題名及び第一条中「サイバーセキュリティ研究・研修センター」を「サイバーセキュリティ対策研究・研修センター」に改める。

第二条中「第八十二条第二項第一号」を「第八十四条第二項第一号」に改める。

第三条中「第八十二条第二項第二号」を「第八十四条第二項第二号」に改める。

（不正競争防止法第三十五条第三項の規定に基づく司法警察員の指定に関する規則の一部改正）

第九条　不正競争防止法第三十五条第三項の規定に基づく司法警察員の指定に関する規則（平成七年国家公安委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第四号及び第五号中「東北管区警察局」の下に「、中部管区警察局」を加える。

附　則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

訓　令

検察庁事務章程の一部を改正する訓令

検察庁事務章程（昭和60年法務省訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第16条の2第1項を次のように改める。

第16条の2　地方検察庁に検察広報官を置く。ただし、別表第1に掲げる地方検察庁においては、総務部に置く。

第22条第1項中「698人」を「701人」に改める。

別表第1中「第17条」を「第16条の2」に改める。

横浜地方検察庁	事務局	人事課
		会計課
神戸地方検察庁	総務部	企画調査課情報システム管理課監査室
名古屋地方検察庁		
福岡地方検察庁		
さいたま地方検察庁	事務局	総務課会計課
千葉地方検察庁	総務部	企画調査課情報システム管理課監査室
京都地方検察庁		
広島地方検察庁		
仙台地方検察庁		
札幌地方検察庁		
高松地方検察庁		

を

横浜地方検察庁	事務局	総務課人事課会計課
さいたま地方検察庁	総務部	企画調査課情報システム管理課監査課
神戸地方検察庁		
名古屋地方検察庁		
福岡地方検察庁		
千葉地方検察庁	事務局	総務課会計課
京都地方検察庁	総務部	企画調査課情報システム管理課監査課
広島地方検察庁		
仙台地方検察庁		
札幌地方検察庁		
高松地方検察庁		

に改める。

別表第3中

事務局	総務課	
	人事課	
	会計課	
総務部	企画調査課	
	情報システム管理課	
	監査課	
事務局	総務課	
	会計課	
総務部	企画調査課	
	情報システム管理課	
	監査課	

別表第8の2を削る。

別表第10を次のように改める。

別表第10（第21条関係）

地方検察庁	数
東京地方検察庁	13
横浜地方検察庁	4
さいたま地方検察庁	2

検察庁事務章程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年3月31日

法務大臣　岩城　光英

○法務省訓令第1号

検事総長
検事長
検事正